

2023年度
端境期における調整力提供に関する覚書
【標準覚書】

中国電力ネットワーク株式会社

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と中国電力ネットワーク電力株式会社（以下、「乙」という。当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「と●●電力送配電株式会社（以下、「丙」という。）」を加える。）とは、2023 年●月●日付電源 I 蔵気象対応調整力契約（以下、「原契約」という。）に付帯して、甲が、端境期における需給ひっ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時を含む。）の広域的な需給バランス調整等を実施するための調整力（以下、「調整力」という。）を乙に提供することについて、次のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（端境期における調整力の提供）

第 1 条 甲は、乙が端境期（2023 年 4 月 1 日から 6 月 30 日、10 月 1 日から 11 月 30 日および 2024 年 3 月 1 日から 3 月 31 日の期間における各日 0 時から 24 時をいう。以下、同じ。）の需給ひっ迫時の広域的な需給バランス調整等の実施するため、原契約に定める契約電源等（以下、「契約電源等」という。）を用いて、可能な範囲で乙に対して調整力の提供を行なうものとする。

なお、この場合、契約電源等は、2022 年 7 月 1 日実施の乙の託送供給等約款（以下、「約款」という。）に規定する（乙が約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款の該当条項による。以下同じ。）次の各設備に該当するものとする。

（1）揚水発電設備または蓄電池

約款附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備

約款 15（供給および契約の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款 15（供給および契約の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本覚書において、調整力の提供とは、原契約第 3 条で定める受電地点（契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、供給地点）において、契約電源等により甲が乙の指令に従い発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制することをいい、当該指令内容は以下の手順により決定したものとする。

（1）乙は、自らが調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して 5 時間前^{※1}までに、希望する電力および時間帯を甲へ通知するものとする。

（2）甲は、前号の通知を受けた場合は、当該通知内容を確認のうえ、乙が提供を希望する時間帯の開始時刻に対して 4 時間前^{※1}までに、提供可能な電力および時間帯を乙へ通告するものとする。

※1 応答時間が 3 時間のリソースの場合の標準的な時間を記載しており

ます。甲乙協議のうえ、異なる時間を設定することもございます。

(発電計画等の提出および調整力ベースラインの設定)

第2条 発電計画等の提出および調整力ベースラインの設定については、原契約第2条の定めによるものとする。

(受電地点・供給地点および送電上の責任分界点)

第3条 受電地点または供給地点および送電上の責任分界点は、原契約第3条の定めによるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点および管理補修は、原契約第4条の定めによるものとする。

(契約電力、発電所等名、所在地、地点特定番号、設備区分、供出電力、電圧、応答時間)

第5条 契約電力、発電所・需要家名、所在地、受電・供給地点特定番号、設備区分(発電・負荷)、供出電力、電圧および応答時間は、原契約第5条の定めによるものとする。

(契約電源等の追加、変更および削除)

第6条 契約電源等の追加、変更および削除は、原契約第6条の定めによるものとする。

(設備要件)

第7条 契約電源等に関する設備要件は、原契約第7条の定めによるものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(1) 乙からの指令は、乙が調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して、原契約別紙1に定める応答時間前までに行なうものとし、甲は、本覚書第1条第2項に基づき決定された指令内容に従い調整力の提供を行なうことが可能であること。

(2) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。

(3) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

(停止計画)

第9条 甲は、乙が別途定める期日までに、端境期における定期点検、補修作業等により調整力の提供に応じられない日時について、停止計画を乙に提出する。

(計量)

第10条 契約電源等から受電する電力量の計量は、原契約第10条の定めによるものとする。

(計量器等の取付けおよび通信設備等の施設)

第11条 計量器等の取付けおよび通信設備等の施設は、原契約第11条および第12条の定めによるものとする。

(料金)

第12条 乙は、調整力の提供に係る料金として、上げ調整電力量料金を甲に支払うものとする。

2 甲は、下げ調整電力量料金が発生した場合、当該料金を乙へ支払うものとする。

3 調整力の提供に係る料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までとする。

(調整力料金の算定)

第13条 調整力料金の算定は、原契約第17条の定めによるものとする。

(調整力料金に係る単価)

第14条 前条の調整力料金のうち、上げ調整電力量料金の算定に用いる単価（1キロワット時あたり銭単位で設定）は、原契約第18条の定めによるものとする。

(調整電力量の算定)

第15条 調整電力量の算定は、原契約第19条の定めによるものとする。

(料金の支払い)

第16条 本覚書第12条で定める料金の支払いは、原契約第20条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項および第7項の定めによるものとする。

(本覚書の有効期間)

第17条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本覚書にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(本覚書の解約および解除)

第 18 条 原契約が解約または解除された場合、本覚書も解約または解除するものとする。なお、本覚書の解約または解除に伴う補償は、原契約第 24 条の定めによるものとする。

(契約の承継)

第 19 条 本覚書の承継は、原契約第 25 条の定めによるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第 20 条 反社会的勢力の排除に関する事項は、原契約第 26 条の定めによるものとする。

(損害賠償)

第 21 条 損害賠償に関する事項は、原契約第 27 条の定めによるものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第 22 条 事業税相当額および収入割相当額は、原契約第 28 条の定めによるものとする。

(消費税等相当額)

第 23 条 消費税等相当額は、原契約第 29 条の定めによるものとする。

(単位および端数処理)

第 24 条 単位および端数処理は、原契約第 30 条の定めによるものとする。

(運用細目)

第 25 条 本覚書の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第 26 条 本覚書に関する訴訟については、広島地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第 27 条 本覚書の内容ならびに本覚書の締結および履行に際して知り得た相手方の情報に関する事項は、原契約第 33 条の定めによるものとする。

(協議事項)

第 28 条 本覚書および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本覚書交換の証として、本書2（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「2」を「3」に置き換える。）通を作成し、甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、「丙」を加える。）記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

広島県広島市中区小町4番33号
乙 中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
（当社が属地 TSO とならない場合、以下の内容を加える。）

○○県○○市○○町○○番
丙 ○○電力送配電株式会社
取締役社長 ○○ ○○